

## 〔 利 用 上 の 注 意 〕

### 1 本調査を利用する場合の留意点

- (1) 調査票全般の記入が得られず、調査事項によって集計社数が異なる場合がある。「モデル所定内賃金」を例にとると、年齢 30 歳、35 歳、40 歳等の年齢によって、集計社数は異なる。
- (2) 回答企業の事情により、労働組合員など労働者の一部のみを対象とした回答が含まれる場合がある。
- (3) また、所定の期日（平成 22 年 6 月末日など）ではない期日における回答が含まれる場合がある。
- (4) モデル所定内賃金、モデル一時金、実在者平均所定内賃金（集計表第 11 表、第 12 表及び第 13 表）の年齢は、平成 22 年 4 月 1 日現在の年齢である。
- (5) 集計社数が 1 の集計結果は、「\*」としている。

### 2 時系列で利用する場合の留意点

- (1) 必ずしも前回調査と同様の調査を行っているものではないため、時系列の経過をみる場合には注意が必要である。
- (2) 今回調査で実施した「家族手当」、「地域手当（都市手当）」の前回調査は平成 20 年調査、「住宅手当」の前回調査は平成 19 年調査である。

### 3 表中の符号等の用法

- 「—」…………… 回答を得ていないもの  
「0.0」又は「0.00」 0 ≤ 当該数値 < 0.05 又は 0.005 であったもの  
「\*」…………… 回答企業が 1 社であった調査事項

### 4 その他

- (1) 産業分類は独自に区分したものであり、日本標準産業分類とは必ずしも一致しない。
- (2) 産業分類の「その他の産業」には観光、ホテル、情報処理等が含まれる。
- (3) 集計表第 11 表、第 12 表及び第 13 表において、「事務・技術労働者」と「生産労働者」の区分が困難であると回答した企業については、「事務・技術労働者」として集計した。
- (4) 「調査結果の概要」（4 頁～13 頁）では、項目の見出しごとに、16 頁以降の集計表のうち該当する集計表の表番号を【集計表第○表】と表記している。また、本文中の表は、（表○）と表記している。